## 審議会等の会議結果報告

田成ムサッム成加入採口		
1	会議名	令和7年度第1回津市入札等監視委員会
2	開催日時	令和7年5月13日(水)
		午後2時から午後2時40分まで
3	開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4	出席した者の氏名	(津市入札等監視委員会委員)
		西川源誌、小川友香、奥島要人、山下謙一郎
		(事務局)
		総務部長 奥田寛次
		調達契約課長 柿木伸介
		調達契約課工事契約担当主幹 伊藤健
		調達契約課工事契約担当副主幹 長谷川堅一
		調達契約課工事契約担当主事 三島零士
		上下水道管理局長 稲垣篤哉
		上下水道管理局次長 川出浩也
		上下水道管理課長 荒木康
		上下水道管理課契約財産担当主幹服部晃久
		上下水道管理課契約財産担当副主幹 井原崇視
		下水道施設課長 今井直樹
		津北工事事務所維持担当副参事 谷本有司
		下水道工務課工事担当主幹 藤原裕次
5	内容	(1) 入札・契約に関する報告について
		入札及び契約手続の運用状況
		指名停止措置等の運用状況
		(2) 入札等監視業務について
		入札・契約抽出事案の審議
		(3) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	0人
8	担当	総務部調達契約課工事契約担当
		電話番号 059-229-3122
		E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

- 1 入札・契約に関する報告について
  - (1) 入札及び契約手続の運用状況 (委員)
    - Q 事後審査型一般競争入札の舗装工事について、8件とも参加数が多いに も関わらず、参加業者全者によるくじ引きになっていますが、このような 結果になったことについて、事務局はどのように分析されていますか。 (事務局)
    - A 舗装工事は積算の根拠となる積算参考資料を公告と同時に公開しています。また、最低制限価格の算定式も公開しています。これらの情報があれば最低制限価格を正確に積算できるため、結果としてくじ引きが多くなったものと推測しています。
  - (2) 指名停止措置等の運用状況 (委員)
    - Q 新英工業株式会社への指名停止について、1回目に12月、2回目に24月の指名停止となっていますが、指名停止期間が合わせて36月とならないのはなぜですか。

(事務局)

- A 逮捕された時期及び指名停止措置に係る要件が異なっているため、個別に指名停止措置を行っています。まず、1回目については本市職員及び同社の代表取締役が詐欺容疑で逮捕されたことから12月の指名停止とし、当該指名停止期間中に贈収賄容疑で同人らが逮捕されたことにより24月の指名停止を行ったため、期間が重複したものです。(委員)
- Q 期間が重複すると、結果的に指名停止期間が短くなるというのは指名停止基準の不備ではないかと思うのですが、基準の改正は行わないのでしょうか。

(事務局)

- A 運用に当たっては、各公共工事発注機関で差異が生じないように国交省が運用の申し合わせを通知しており、今回のようなケースでは、加算するのではなく、それぞれの要件で措置することとしていますので、このような措置を講じました。全国的な運用となりますので、改正は難しいと考えています。
- 2 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(1) 津第5-3処理分区公共下水道工事 (委員) Q 参加者が1者になった理由について事務局はどのように分析されていますか。

(事務局)

- A 本工事は、金額的には高額な工事ですが、指名業者に大手の業者も多く、 それらの業者にとっては比較的小規模な工事と判断され、施工期間等も含 めて総合的に勘案した結果、参加を見送られたものと考えています。また、 年度終盤での発注ということもあり、技術者が他工事に従事中で、本工事 に配置できる技術者がいなかったことも理由として考えられます。 (委員)
- Q 発注時期を早めることにより応札者を増やすことはできなかったのでしょうか。

(事務局)

A 本工事箇所に既設の水道管、ガス管が埋設されており、これらの管を移設しなければ施工できないため、それらが完了したこの時期に発注せざるを得ませんでした。

(委員)

- Q 落札者は予定価格の100%の金額で応札しているので、他の業者が辞 退する可能性が高いということは予想していたのでしょうか。
  - (事務局)
- A 他の業者の参加状況に係わらず、落札業者にとって受注意欲の高い工事ではなかったため、結果として予定価格と同額で入札したものと考えます。
- ※ 本件については、適正に処理されているものと認める。
- (2) 小古曽橋耐震補強工事

(委員)

Q 参加可能業者数及び参加業者が1者となった要因を事務局はどのよう に分析されていますか。

(事務局)

A 当該所在地要件を満たし、実績を有する業者は56者ありました。今回 の案件は金額だけでみると高額な工事になりますが、大手の業者も多く、 橋梁工事としては比較的小規模であるため、施工期間等を総合的に勘案し、 参加を見送られ、結果として市内本店業者1者の参加となったものと考えています。

(委員)

- Q 56者のうち、県内業者は何者いましたか。(事務局)
- A 県内業者は6者です。

- ※ 本件については、適正に処理されているものと認める。
- (3) 津北部第16処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事 (委員)
  - Q 応札者が2者と少なかった理由について事務局はどのように分析されていますか。また、本件に参加可能な業者は何者ありましたか。 (事務局)
  - A 参加条件を満たす業者は少なくとも90者以上はありますが、そのほとんどは市内本店以外の大手企業であり、比較的小規模である本工事への応札を見送られたものと考えます。また、年度末が近い時期だったため、技術者が他工事に従事中で本工事に配置できないことから、参加を断念した業者もあったかと思います。

(委員)

Q 入札結果では、最低制限価格未満を1万円下回った業者が失格となり、 予定価格に近い金額で応札した業者が落札しています。制度上やむを得な いものというのは理解していますが、何か改善できる方法はないのでしょ うか。

(事務局)

- A 最低制限価格を下回っても直ちに失格にしないというだけであれば、 低入札価格調査を行えばいいのですが、低入札価格調査を設定したとして も応札金額が失格基準価格を下回る応札であれば失格となるため、今回と 同じような状況になる可能性も考えられます。そのため、低入札価格調査 を実施するより実績要件を変更する等の方法で、入札参加業者を増やすこ とが改善につながるのではないかと考えています。
- ※ 本件については、概ね適正に処理されているものと認める。